

支部ニュース

2024年6月 No.607

発行 自由法曹団東京支部
〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| ●サマーセミナーにご参加ください・・・・・・・・・・・・・・・・ | 事務局長 早田 由布子 |
| ●都知事選・・・・・・・・・・・・・・・・ | 幹事長 西田 穰 |
| ●公正で自由な選挙を求める要請を行いました！・・・・・・・・ | 事務局次長 大井 淳平 |
| ●新人若手学習会・・・・・・・・・・・・・・・・ | 渋谷共同法律事務所 向井 香織 |
| ●幹事会報告 | |

サマーセミナーにご参加ください

事務局長 早田 由布子(旬報法律事務所)

団東京支部4大イベントの1つであるサマーセミナーの概要とメイン企画が決定しました。
メイン企画には、講師に半田滋氏を迎え、2024年4月10日の日米首脳共同声明と今後の国際情勢
についてお話いただきます。

ほかにも、支部団員の活動交流などを予定しています。今すぐに手帳に記入いただき、同封の申込方法
説明用紙記載の申し込みフォームからお申し込みください。zoom参加も可能です。みなさまのご参加を
お待ちしております。

■日程	8月23日(金) 13時 ~ 24日(土) 12時		
	1日目	講演「敵基地攻撃と日米一体化～防衛費倍増は国民負担に～」	半田滋氏
		取組交流等、夕食懇親会	
	2日目	取組交流等	
■場所	和風リゾートホテル KKR 鎌倉わかみや		
	住所：〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜 4-6-13 TEL：0467-25-4321		
■費用	宿泊予定の方(1泊2食、会議費含む)	ウェブ参加の方(資料代、通信費等)	
	76期	無料	76期 無料
	72期～75期	1万円	75期以上 3000円
	67期～71期	1万5000円	
	66期以上	2万2000円	
※参加される方は、8月2日までに申込方法説明用紙記載の口座に参加費をご送金下さい。			
■申込期限	2024年 7月 31日		
	(宿泊人数には限りがございますので、早めにお申し込み下さい。)		

<半田滋氏 講演概要>

「敵基地攻撃と日米一体化～防衛費倍増は国民負担に～」

岸田政権は2022年12月、「敵基地攻撃能力の保有」「防衛費倍増」を閣議決定しました。憲法の規定から「専守防衛」だった自衛隊が他国を攻撃するというのです。憲法違反の閣議決定というほかありません。

倍増される防衛費は、敵基地攻撃ができる国産や米国製の長射程ミサイル購入に充てられています。その結果、22年度約5兆4000億円だった防衛費は23年度には6兆8000億円を超え、24年度は8兆円近くとなりました。

長射程ミサイルを買い揃え、日米共同訓練を見せつければ、それが抑止力となって中国の台湾への武力侵攻を止められるというのが岸田政権の考えです。そのためには基地ばかりでなく、民間空港・港湾も自衛隊や米軍が日常的に使用するということです。もはや「新しい戦前」というほかありません。

抑止が破れれば、戦争になります。そして南西諸島が戦場になる時は日本全体が戦場になる時です。4月にあった日米首脳会談により、日米は指揮統制の連携強化を打ち出しました。しかし、戦争を止めるのは武力ではありません。相手国の主張に耳を傾けつつ、日本の国益の最大化を図る外交努力こそが求められています。

<プロフィール>

半田滋 (はんだ・しげる)

1955年(昭和30)年生まれ。防衛ジャーナリスト。下野新聞社を経て、91年中日新聞社入社、元東京新聞論説兼編集委員。獨協大学非常勤講師。法政大学兼任講師。海上保安庁政策アドバイザー。92年より防衛庁(省)取材を担当。2007年、東京新聞・中日新聞連載の「新防人考」で第13回平和・協同ジャーナリスト基金賞(大賞)を受賞。

著書に、「台湾侵攻に巻き込まれる日本 安倍政治の『後継者』」、岸田首相の敵基地攻撃と防衛費倍増の真実(あけび書房)、「戦争と平和の船、ナッチャン」(講談社)、「変貌する日本の安全保障」(弓立社)、「安保法制下で進む! 先制攻撃できる自衛隊—新防衛大綱・中期防がもたらすもの」(あけび書房)、「検

証 自衛隊・南スーダンPKO―融解するシベリアン・コントロール」(岩波書店)、「零戦パイロットからの遺言―原田要が空から見た戦争」(講談社)、「日本は戦争をするのか―集団的自衛権と自衛隊」(岩波新書)、「僕たちの国の自衛隊に21の質問」(講談社)、「『戦地』派遣 変わる自衛隊」(岩波新書)＝09年度日本ジャーナリスト会議(JCJ)賞受賞、「自衛隊vs北朝鮮」(新潮新書)などがある。

都知事選にて蓮舫候補を支持する決議をあげました

幹事長 西田穰 (東京東部法律事務所)

来る東京都知事選挙(7月7日投開票日)に向けて、団東京支部は、本年6月20日付にて蓮舫候補を支持する旨の決議をあげました。

現職の小池都知事は、就任以来、「稼ぐ東京」「国際金融都市」「東京大改造」など大企業優先の都政を推進する一方で、都民の暮らしに寄り添った政策は講じてきませんでした。団東京支部は、本年2月23日、「大企業利益優先・都民軽視の都政から都民が主人公の都政へ転換のため都知事選挙に全力をつくす決議」を発表しており、小池都政からの転換を強く求め、運動に邁進してきました。また、小池都知事は、1973年に関東大震災の朝鮮人犠牲者追悼碑が建立され、その翌年以降行われてきた追悼式への追悼文を、2017年から見送るようになりました。これに対し、団東京支部は、歴史を歪める歴史修正主義に立つものであるとして、2017年以降毎年、追悼文を送らない小池都知事に対し批判決議をあげて、関東大震災での虐殺の事実を風化させない取り組みをしてきました。小池都政からの脱却は、団東京支部としても実現しなければならない課題であり、今回の都知事選についても、市民と野党の共闘による候補者選定委員会に積極的に参加してきました。

蓮舫候補は、公約として、(1)新しい条例で、都と契約する業者に、働く人の待遇改善を要請する、(2)まずは非正規の都職員を、専門職から正規化するなどへ処遇を改善する、(3)福祉の現場等で働く若者の奨学金返済支援や家賃支援の拡充、(4)教師の付随業務を減らし、子どもとの時間を増やす、(5)自治体や企業との連携で「パートナーシップ宣誓制度」を利用しやすくする、(6)「東京版・行政事業レビュー」の導入、(7)政治資金パーティーの不開催、(8)専門家や当事者で「知事直轄円卓会議」をつくり、ボトムアップの都政にする、(9)神宮外苑の再開発を見直し、大切な緑を守る、(10)多摩地域の一部に導入されていない学校給食の無償化の実現、(11)従前の東京都の政策のうち良い政策は引き続き取り組み、パワーアップさせること等を打ち出しており、これらの公約は、団東京支部が実現を求めてきたものと多くにおいて一致できます。また、蓮舫候補は、上記追悼文についても、自身が都知事になった際の追悼文の送付を明言しており、歴史に真摯に向き合い、少数弱者に寄り添う都政が期待できます。

団東京支部の皆さまの積極的な活動を期待します。

公正で自由な選挙を求める要請を行いました！

事務局次長 大井淳平 (代々木総合法律事務所)

1 6月13日に、国民救援会東京都本部と団東京支部が合同で設置した「東京都知事、都議会議員補欠選挙・弾圧対策本部」（本部長：野澤裕昭団支部長）で東京都知事、都議会議員補欠選挙にあたって公正で自由な選挙の実現を求める要請を行いました。要請には、団支部からは、野澤本部長のほか、西田穰副本部長と事務局次長である私が参加し、都選管、東京地裁・簡裁、警視庁、東京都公安委員会を訪問し、要請書を手渡しました。

2 都選管への要請では、野澤本部長が「都知事選挙は都民の暮らしに直結する大事な選挙であり、関心が高まっている。選管のインターネットページでは選挙運動で出来ないこと、できることが記述されているが、できることについての記述を増やしてほしい。また、衆議院東京15区補選で起きた『つばさの党』の選挙妨害についても、公選法上許されない行為であると広く告知をしてほしい」と要請しました。担当者は「選挙妨害については告知をネット上でやっている。取り締まりは警察の役割。選挙運動についても周知しているところ」と答えました。

3 東京地裁への要請では、西田副本部長が「これまでの選挙では警察からの不当な捜査が多かった、今は市民からの選挙妨害を防ぐことが多くなってきているが、これまで通り政治・選挙活動の自由を保障すべく、慎重な令状発付を」と求めました。私からは「安易な令状発付は、憲法上保障された市民の言論活動や政治活動を委縮させるものであるから、慎重に審査を行うように」と求めました。野澤本部長は「警察の行為を監視する役割が司法にある。その役割を果たしていただきたい。要請書を裁判官全員に共有するように」と要請しました。また、過去の選挙弾圧の事例に触れ、「裁判官には令状発付についての講習をしているのか」と質問をしました。担当の刑事部次席書記官は「裁判官のことなので講習を行っているか把握していない、要請書は裁判官に渡す」と答えました。簡裁でも野澤本部長が「令状審査は、逮捕や捜索など捜査機関が権限を濫用することを未然に防ぐものであるので、慎重に職務にあたること」と要請しました。地裁での要請では、担当書記官が熱心にメモを取りながら私達の要請を聞く姿が印象的でした。

4 警視庁、公安委員会への要請では、私からは「つばさの党」の選挙妨害に触れ「悪質な選挙妨害への取り締まりは必要であるが、憲法上、政治・選挙活動の自由が保障されているという原則に立ち返って、ポスティングの判例等、過去の事例を十分に周知し、不当な干渉とならないよう徹底してほしい」と要請しました。西田副本部長は、「市民と市民との間でトラブルが多くなっている。犯罪とは関係のない事件でも身柄を拘束したりするケースがある。現場の警察官では公選法を熟知している警察官と、そうではない警察官がいる。警察官に公選法の講習を行い、適切に職務に当たってほしい」と要請しました。警視庁の担当者は、「公正な取り締まりを行う」と答えました。公安委員会の担当者は「『つばさの党をなぜ捕まえないのか』という多くの市民の声があった。あれを取り締まる必要があるというのは全国民が思ったこと。難しい事件だ。」



と述べ、警察当局としても、4月の衆院補選における悪質な選挙妨害に対して強い問題意識をもっていたことがわかりました。

- 5 今回の要請では、「つばさの党」などの悪質な選挙妨害には毅然とした対応が必要である反面、こうした事案を契機に、公権力による憲法上保障された政治活動、選挙活動の自由に対する不当な干渉、弾圧がなされることのないよう、訴えることができたと考えております。団支部としては、この都政を転換する重要な選挙が公正に行われるよう、弾圧対策に取り組んで参ります。

新人若手学習会

渋谷共同法律事務所 向井香織

1 はじめに

5月29日、新人若手学習会「団員弁護士のキャリアプランとワークライフバランス」と題し、講師として大井淳平弁護士と藤原朋弘弁護士、コーディネーターとして早田由布子弁護士からそれぞれお話をいただきました。

学習会では主に、①団員弁護士の普段のスケジュール、②工夫していること、③伝えたい成功談・失敗談、④新人・若手に伝えたいこと、と4つのテーマでお話いただきました。学習会の最後には参加者全員でワークライフバランスに関する意見交流を、その後お店で懇親会を行い、大変充実した企画に参加となりました。



2 感想

(1) 具体的なお話

5月集会のハラスメント分科会においても、「弁護士のワークライフバランス」をテーマに熱い議論がなされたところ、その延長戦のような形で具体的なお話を伺うことができました。

例えば、朝7時に出勤し18時に退勤する人、長い通勤時間を削減するため週2～3日の在宅勤務を活用する人（Web 期日や Zoom 会議の日程を同日に集約するなど工夫）、土日は一切仕事をしない又は自宅では一切仕事をしないと固く決意している人など、さまざまな働き方が提示されました。具体的なスタイルは違いますが、各々が試行錯誤しながら自分なりの働き方を構築されていることがわかりました。他方、急用や体調不良など予期せぬ事態が起こると、ペースが乱れ両立が難しいといった声もありました。

(2) 弁護士業の特徴

仕事とプライベートの両立は、各々の価値観と深く関わることから、ディスカッションのテーマにすると難しい（だから面白い）とも思います。

特に、弁護士の場合は基本的に自営業であり、土日祝日も関係なしの生活が可能です。稼働時間が長ければ、集客や売上に繋がる可能性もあります。

また、「この箱を100個、対岸へ運ぶ」といったように、明確な仕事の定量が決まっていないのも、弁護士業の特徴の1つだと思います。それゆえ、どこまでするか、何をするかも、その人次第であり、個々の価値観が作用しやすいという印象を受けます。

さらに、各々に異なるキャパシティがあることから、忙しさの感じ方も十人十色です。端から見て「あの先生は忙しい」という声も聞きますが、実際のところ本人がどう思っているかは本人に聞かないと分かりません。そのため、各々が自由な意思でその働き方を選択し、周囲の理解もあるのであれば、頭ごなしにその人の働き方を否定することはできないと思います。

「自分を犠牲にするような働き方はいつまでも続かない」「仕事もプライベートもすべて完璧なスーパーマンはいない」という先生方のお話をお聞きし、司法修習の教官が仰っていた言葉を思い出しました。「自分の心身を害してまでやらなければならない仕事は、一つもない」という言葉です。

時には、依頼者や社会課題を前にし、自分の心身の悲鳴を無視して、頑張りすぎてしまうこともあるかと思います。ただ、自分の心身を害してまで仕事や諸活動を頑張り続けることは、結局は途中で疲弊してしまうという点において、また（これほど自分を犠牲にしなければやっていけない、という印象を後進に与え）後進がなかなか続かないという点においても、諸活動の継続性を困難にしてしまうとも思います。自分だけではなく、家族や周囲、目の前の依頼者や潜在的依頼者のためにも、ある程度の余裕を持った仕事をするのが大切だと感じました。

(3) 最後に

私自身、働き方の理想型をまだ見つけられていません。

前述のとおり、働き方とは、各々の価値観や人生観と密接に結びつくことから、ワークライフバランスという問題に絶対的な答えはないと思います。だからこそ、色々な先生方のお話をお聞きし、仕事に対する思いや人生観について伺いたいと思いました。

そして、ワークライフバランスに悩んでいる人に対しては、「みんなそれぞれ工夫しているから」と（実質的には何も解決しないような）結論付けをするのではなく、しっかりと体制を作り、すべての人が、自由に、自身の価値観に基づいた働き方を選択できる社会や事務所作りに尽力することが重要だと感じました。

開催していただいた先生方、貴重なお時間を頂戴し誠にありがとうございました。

幹事会報告

日時：2024年5月29日(水)14時00分～（16時～新人学習会）

場所：団本部事務所+Zoom

出席者（敬称略）：野澤、西田、早田、藤原、浅野、大井、沼田、和田、猪股

1 報告事項

(1) 5月集会感想

来賓挨拶において、福島の復興の現状について語られ勉強になった。

日米安保条約について

- (2) メーデー、憲法大集会感想
- (3) 5月23日衆議院憲法審査会傍聴（和田次長）
- (4) ソフトボール大会実施決定 11月1日（金）
- (5) 第90回裁判所・労働委員会対策東京会議 5月17日（金）18時30分～
事件報告、判決命令の報告
労働委員、再審査労働者側の申立てが多いことが気になるという報告
次回は8月22日（木）18時30分～
権利討論集会 6月7日に会議
- (6) 7月幹事会（地域幹事会）は三多摩法律で開催
7月22日14時30分から@三多摩法律事務所+宣伝行動+懇親会
日野赤旗事件の報告（八王子合同）も依頼する。

2 情勢討議

都知事選に向けて

○5月20日都政変革に向けた宣伝行動

都政変革・都知事戦勝利に向け、都内数カ所で宣伝行動を計画→担当：浅野次長
蓮舫さんが立候補明言。

3 憲法東京共同センター関連事項

○憲法審査会傍聴

衆議院は毎週開催を予定（4月11日～6月27日）

自由法曹団担当日次回6月20日

○定例駅頭宣伝

4 本部からの要請事項

(1) 地方自治法改正問題

各議会への申入れについて

(2) 離婚後共同親権制度の導入をはかる民法改正問題

FAX要請

(3) 再審法改正意見書採択に向けて

5 サマーセミナーについて

メイン講師 半田滋氏確定

新人企画について引き続き検討。

6 2025年度総会開催場所について

熱海で確定。予約もしてある。

7 新人若手学習会

8 組織報告

9 その他

(1) ML登録者数増加について

現状240名しかいない。告知手段としては、弱い。

各事務所、事務局にも一人でもいいので登録してほしい。

→Fax ニュースを作成（団員全員と各事務所事務局一人、事務所で集約して連絡してください。）

(2) フェイスブック、ツイッター担当について

10 今後の日程

★次回事務局会議 2024年6月17日（月）10時～12時

★次回幹事会 6月27日（木）14時30分～

★次々回幹事会（地域幹事会 於三多摩法律事務所）7月22日（月）14時30分～

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
 保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
 保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・林
 〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
 TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
 （受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
 （受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

(S.123-08015 2023年9月26日)